

～ セミナーのご案内 ～

『 ビッグデータ時代のデータ利活用の法務 』

～契約、改正個人情報保護法、サイバーセキュリティ～

近時、IoTの進展、人工知能の進化等により、顧客等から収集された大量のデータ（いわゆる、「ビッグデータ」）に従来なかった付加価値を見出し、利活用する動きが見られます。物の製造においては、①材料を仕入れ、②それを加工し、製品にした上で、③顧客に販売してきましたが、今後は、①データを自ら収集又は第三者から仕入れ、②それを加工し、成果物にした上で、③自己の製品・サービス向上のために利用するか、又は、その成果物を顧客に販売していくことが、より活発になされることが予想されます。

この第4次産業革命ともいわれる動きの中で、各省庁ではデータの利活用について活発な議論がなされています。例えば、内閣府は、知的財産戦略本部の新たな情報財検討委員会において「IoT等で大量に蓄積されるデジタルデータや、AI生成物とその生成に関する『学習用データ』及び『学習済みモデル』などの新たな情報財の知財制度上の在り方」を議論しています（同委員会平成29年3月付け報告書）。また、経済産業省は、産業構造審議会の営業秘密の保護・活用に関する小委員会において「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討」をしています（同委員会平成29年5月付け報告書）。これらの議論の中で、データの利活用におけるデータ自体の保護については、著作権や不正競争防止法上の営業秘密の保護では必ずしも十分ではないため、特にデータの利用権限を意識した契約が必要であるとの認識が高まってきています。具体的な動きとしては、経済産業省が、情報経済小委員会の分散戦略ワーキンググループにおいて、「データの利活用権限の明確化（データオーナーシップ）」について議論し、それを踏まえて、平成29年5月に「データの利活用権限に関する契約ガイドライン」を公表しています。

また、昨今のプライバシー保護の意識の高まりが、データ利活用の障害となることを防ぐことを一つの目的として、「匿名加工情報」という新たな概念を含む改正個人情報保護法が、平成29年5月30日に施行されました。もっとも、この「匿名加工情報」の取り扱いについては、運用面ではいまだ実務において定着しているとはいえ、引き続き活発な議論がなされているところです。

さらに、データの利活用に関連して、インターネット上を流通するデータ量の増加を踏まえて、サイバーセキュリティの重要性に対する認識も高まっており、単なる技術的な側面のみならず、法務的な側面からもサイバーセキュリティに関する理解を深める必要性が高まってきています。

そこで、今般、「ビッグデータ時代のデータ利活用の法務」をトピックとして、データの利活用に関する最新の議論を整理し、改正個人情報保護法及びサイバーセキュリティの観点も交えて、データの利活用の場面において、法務的な側面からどのような事項を検討しなければならないのかという視点でセミナーを開催致します。最新の議論をキャッチアップする良い機会であると考えておりますので、ぜひ、ご参加頂ければと存じます。

【主 催】 弁護士法人 淀屋橋・山上合同

【日 時】 2017年11月14日（火） 14：30～17：00（14：00受付開始）

個別相談会 17：10～17：40

※ 講演後に個別相談会を開催致します（ご希望者多数の場合は、ご希望に沿えない場合がございますので、予めご了承下さい。）。

【場 所】 ナレッジキャピタルカンファレンスルーム

（大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪北館タワーC 8階 RoomC05）

※JR「大阪駅」（アトリウム広場）・地下鉄御堂筋線「梅田駅」・阪急電鉄「梅田駅」 徒歩3分

【参加費】 お1人様 1000円（税込）

【定 員】 50名（先着順）

【お申込】 別紙申込用紙にご記入のうえ **2017年11月13日（月）**迄にFAX又はメールにてお申し込みください。

※ お問い合わせ先：弁護士法人 淀屋橋・山上合同 松田・西川 宛（TEL：06-6202-3448）

【プログラム】

1. 14:30~14:40 冒頭挨拶 弁護士 藤川 義人
2. 14:40~15:00 「データ利活用に関する最新の議論の整理」
弁護士 大林 良寛
✓ 知的財産法制上のデータ保護の現状と問題点
3. 15:00~15:30 「改正個人情報保護法（特に「匿名加工情報」について）」
弁護士 大林 良寛
✓ 改正個人情報保護法の概要
✓ 「匿名加工情報」に関する最新の議論
4. 15:30~16:00 「サイバーセキュリティの法務」
弁護士 伊藤 太一
✓ セキュリティ3要素から見た法務リスク
✓ サイバーセキュリティの法務リスク回避策の検討
5. 16:00~16:40 「データ利活用における契約」
弁護士 増山 健
弁護士 杉本 喬
✓ 「データの利用権限に関する契約ガイドライン」の概要
✓ 具体的な事例を踏まえた条項案の検討
6. 16:40~16:55 質疑応答
7. 16:55~17:00 閉会挨拶
8. 17:10~17:40 個別相談会

【講師の紹介】

■藤川 義人

弁護士法人 淀屋橋・山上合同パートナー弁護士。早稲田大学法学部卒業。知的財産法を専門とし、「知財ライセンス契約の法律相談」（平成19年、青林書院）など知財分野を中心に多数の編著書がある。大阪弁護士会知的財産委員会副委員長、日本弁護士連合会知的財産センター委員、京都大学法科大学院客員教授、同非常勤講師、京都産業大学法学部特定任用教授などを歴任。AI・IoTの最先端の法律問題にも精通している。

■大林 良寛

弁護士法人 淀屋橋・山上合同パートナー弁護士。東京大学法学部卒業、立命館法科大学院修了。当弁護士法人入所後、シンガポール国立大学（LL.M.）に留学し、シンガポールの司法試験（Foreign Practitioner Examinations）に日本人として2人目で合格。平成26年4月から、シンガポール、バンコク及びジャカルタの現地法律事務所に出向し、平成27年5月に帰国。一般社団法人日本商事仲裁協会の法律相談（国際契約・国際取引）を担当し、立命館大学法科大学院授業担当講師（英文契約実務）及び関西大学法科大学院非常勤講師（アジア進出企業支援）を務める。国内外のM&A、倒産、事業再編、知的財産等を主な業務分野とする。

■伊藤 太一

弁護士法人 淀屋橋・山上合同アソシエイト弁護士。東京大学理学部卒業、早稲田大学法科大学院首席修了。応用情報技術者。理科系時代より、数式やITに親しんできており、昨今は、セキュリティリスク法務に興味を有している。平成29年3月まで5年間裁判官として、大阪地裁・札幌地裁において民事事件を担当しており、ITシステム瑕疵に関する紛争案件も取り扱った経験がある。

■増山 健

弁護士法人 淀屋橋・山上合同アソシエイト弁護士。京都大学法学部卒業、京都大学法科大学院修了。日本スポーツ仲裁機構構成員・調停人候補者、日本プロ野球選手会公認選手代理人。大手芸能プロダクションで研修した経験を活かし、国内のスポーツ・エンターテインメント法に関する案件や、知的財産案件に幅広く携わっている。

■杉本 喬

弁護士法人 淀屋橋・山上合同アソシエイト弁護士。平成17年3月、桐朋女子高等学校音楽科（共学）卒業、平成20年、McGill大学（カナダ）にて交換留学、平成21年3月、関西学院大学総合政策学部卒業、5年間の株式会社りそな銀行での勤務を経て、平成26年11月、司法試験予備試験合格、平成29年1月、当弁護士法人入所。金融関連法務、国内のM&A、倒産・事業再編等を主な業務分野とする。

『 ビッグデータ時代のデータ利活用の法務 』

参加申込書

- ◆開催日 2017年11月14日(火) 14:30~17:00
- ◆会場 ナレッジキャピタルカンファレンスルーム
- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆申込方法 以下枠内に必要事項をご記入のうえ、2017年11月13日(月)迄にお申し込みください。折り返し受講証と請求書を郵送致しますので、振込期限までに参加費をお振込み下さい。ご連絡先・ご担当者名は記入漏れのないようお願い致します。なお、ご欠席の場合でも参加費の払戻しはできませんので、申し込まれた方のご都合の悪い場合は、代理の方がご参加下さい。

お申込み日	2017年 月 日	
貴社名		
所在地 (受講証送付先)		
TEL		
FAX		
E-mail アドレス		
参加者氏名 (複数参加される場合は 全員のお名前を書いてく ださい)	ご所属・役職	お名前(フリガナ)
ご質問・ご連絡などございましたらご記入ください。		

ご提供頂く個人情報の利用目的等につきましては、当法人のHPに掲載しているプライバシーポリシー及び情報セキュリティ基本方針をご覧ください。(www.yglpc.com)



FAX:06-6202-3375

E-mail:seminar@yglpc.com

弁護士法人 淀屋橋・山上合同 松田・西川 宛

(お問合せ先) TEL:06-6202-3448